

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	(参考) ドイツ
	<p>産業省令で定める技術上の基準に関する事項 (3) 製造のための施設の位置と付近の状況を示す図面</p> <p>&lt;完成時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス製造施設完成検査申請書</li> </ul> <p>&lt;変更時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス製造施設等変更申請書</li> </ul>	<p>②カリフォルニア州消防法【必要書類等】</p> <p>&lt;許可申請時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火規程に適合していることを示す設計図書及び補足するデータ</li> <li>・ 防火システムに関する図面</li> </ul> <p>&lt;完成時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火規程に適合していることを示す設計図書及び補足するデータ</li> <li>・ 防火システムに関する図面</li> </ul> <p>&lt;変更時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更内容を示した文書</li> </ul> <p>【必要な期間】</p> <p>標準処理期間は定められていない。</p> <p>都道府県の標準処理期間の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造の許可；総日数 20 日</li> <li>・ 変更許可；総日数 20 日</li> </ul> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県</li> </ul>	<p>要に応じて修正するの 5 ステップが例示されており、リスクアセスメントに関する重要な事項に関する記録が求められる。</p> <p>&lt;大規模災害規則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラントの操業にあたっての安全性に関する文書</li> </ul> <p>&lt;危険物質と爆発雰囲気規則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物質と爆発雰囲気に関するリスクアセスメントの記録及び危険場所の区分に関する文書</li> </ul> <p>&lt;圧力システム安全規則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計及び製作に関する文書</li> <li>・ 刻印に関する文書</li> <li>・ 設置場所における危険性に関する文書</li> <li>・ 保安に影響を与える運転条件に関する文書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価に関する全ての文書</li> <li>・ 第 3 者認証機関の適合性証明書</li> </ul> <p>【必要な期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請から原則 3 ヶ月以内に許可に關して決定をしなければならぬと規定されている。</li> </ul> <p>【提出先】</p> <p>州の行政当局</p>

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	(参考) ドイツ
		<p>③カリフォルニア州産業安全衛生法圧力容器規則</p> <p>【必要な書類等】</p> <p>&lt;許可申請時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業許可・検査申請書（ Pressure Vessel Inspection Request Form）</li> </ul> <p>&lt;完成時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業許可・検査申請書（ Pressure Vessel Inspection Request Form）</li> </ul> <p>&lt;変更時&gt;</p> <p>許可等が必要な全ての圧力容器の補修及び改造については、以下の内容に関する書類の提出が必要。</p> <p>(1) 最高使用圧力、使用材料、厚さ、形状、直径等の圧力容器に関する事項</p> <p>(2) 圧力容器の製作時に要求された技術基準の内容</p> <p>(3) 使用される場所や施設の部分に関する事項</p> <p>(4) 検査や認証の実施日、検査官のサイン等</p>	<p>【必要な期間】</p> <p>標準処理期間は定められていない。</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生庁（大規模災害規則の対象事業者のみ）。</li> <li>・上記以外は無し。（事業者による保存のみ）</li> </ul>	

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	(参考) ドイツ
		<p>【必要な期間】 標準処理期間は定められていないが、許可にあつては、可能な限り早く行うとの規定あり。</p> <p>【提出先】 ・カリフォルニア州労働安全衛生局</p>		
<p>5. 法令の適用除外はあるか。あるとすればその要件は何か。</p>	<p>(変更工事における許可の適用除外) 外) 「軽微な変更の工事」と認められる場合は届出で可能。 例1) 処理能力 100 m<sup>3</sup> 未満の製造設備の変更工事 例2) 2 回目以降の処理能力 100 m<sup>3</sup> 未満の製造設備の増設</p>	<p>(変更工事における許可の適用除外) 外) ①労働安全衛生法 無し（許認可制ではないため）。 ②カリフォルニア州消防法 定期的なメンテナンスについては、許可は不要となっている。また、緊急時対応に伴う補修については、事前の許可は不要であるが、2 営業日以内に許可申請が必要。上記以外については、設置、変更、移設等に関してあらかじめ許可が必要。 ③カリフォルニア州産業安全衛生法圧力容器規則 無し。</p>	<p>(変更工事における許可の適用除外) 無し（許認可制ではないため）。</p>	<p>(変更工事における許可の適用除外) 外) 大幅な変更、保安に影響を与える変更以外については、許可は不要。</p>

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	（参考） ドイツ
6. 研究施設に対する取扱いはいくつになっているのか。	<p>研究施設であっても、第1種製造者に該当すれば、施設の新設・変更、使用ガス種の変更、製造方法の変更の許可が必要。</p>	<p>①労働安全衛生法 研究施設も法の規制対象。</p> <p>②カリフォルニア州消防法 研究施設も、他の施設と同様に可燃性ガス（5.664 m<sup>3</sup>をこえるもの）や毒性ガス（量によらず）等を貯蔵、取り扱う場合は、その設備の運営及び設置、その変更について許可の対象。</p> <p>③カリフォルニア州産業安全衛生法 法圧力容器規則 研究施設も、規制の対象となる圧力容器の設置、変更、補修について許可が必要。</p>	<p>&lt;安全衛生マネジメント規則&gt; ・研究施設も規制対象。</p> <p>&lt;大規模災害規則&gt; ・研究施設も規制対象。</p> <p>&lt;危険物質と爆発雰囲気規則&gt; ・研究施設も規制対象。</p> <p>&lt;圧力システム安全規則&gt; 研究や実験に関する圧力システム又はその部品は、規則の適用対象外。</p>	<p>研究施設であっても、規制対象となる設備については、新設や大幅な変更、保安に影響を与える変更に関する許可が必要。</p>

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	(参考) ドイツ
<p>7. 事業者が自主的に検査等可能な制度はあるか。また、そのために必要な要件は何か（審査等がある場合はその要件等）。</p>	<p>有（制度名：認定保安検査実施者制度） 【制度概要】 認定保安検査実施者が自主検査を行い、検査結果を届出ること、行政の検査を要しない制度がある。 ※認定保安検査実施者とは、自ら保安調査ができる者として経済産業大臣が認定する。経済産業省告示第八十六号の告示に従い、保安管理システムの確立、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行うことが必要。</p> <p>【必要な期間】 認定保安検査実施者の認定の標準処理期間は、25日～90日</p> <p>【更新期間】 認定の更新期間は5年</p>	<p>有（制度名：） OUIO（Owner/User Inspection Organizations）制度 【制度概要】 OUIO 制度に基づき、州による認可を受けた圧力容器の所有者／使用者（OUIO（Owner/User Inspection Organizations））は、自ら検査を実施することが可能。 * OUIO（Owner/User Inspection Organizations）制度の要件として、検査の方法、評価・承認手続き、組織体制、記録・文書管理等、検査に係る体制、仕組みが要求されており、各手順等を明確にすることが必要。</p> <p>【必要な期間】 標準処理期間は定められていない。</p> <p>【更新期間】 認定の更新期間は3年</p>	<p>— ※英国では、事業者自らが検査を行うこととされて、行政による検査は行われていない。</p>	<p>有（制度名：認定検査機関制度） 【制度概要】 事業者自らが PvU と呼ばれる認証機関としての認証を受けることにより、自主検査が可能。 要件として、検査の方法、評価・承認手続き、組織体制、記録・文書管理等、検査に係る体制、仕組みが要求されており、各手順等を明確にすることが必要。 また、検査対象が有する潜在リスクに応じたコストをカバーするための、賠償責任保険への加入も必要。</p> <p>【必要な期間】 標準処理期間は定められていない。</p> <p>【更新期間】 認定の更新期間は5年</p>

## (2) 日本の現行規制を維持する必要性

○日本の現行規制については、高圧ガスの処理能力が100N<sup>m</sup>／日以上となる第1種製造事業所に對して、許可を求めているところ。ただ、第1種製造事業所に高圧ガスの処理能力が100N<sup>m</sup>／日未満の施設を追加して設置した場合、設置時は許可が必要であるが、その後の変更にあつては、追加で設置した施設の高圧ガスの処理能力が100N<sup>m</sup>／日未満である限り、何度、変更工事を実施しても、許可ではなく、届出によることができる。なお、この規制は研究施設に限っていない。

○今回の調査範囲においては、英国における研究施設は、圧カシステムの設計や製造に係る規則の対象外としているものの、リスクアセスメントの実施は要求される。また、これ以外には研究施設を規制対象外とする規定は見受けられず、米国やドイツにおいては研究施設であっても許可が必要な規制体系となっている。

○なお、国際的な競争が激しい化学分野における開発スピードのロスを減らし、わが国の経済成長を図るため、研究施設（高圧ガスの処理能力が100N<sup>m</sup>／日未満の設備）の変更において、現状、許可を必要としている制度を届出へと規制緩和してほしいとの要望を踏まえ、平成26年3月10日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会において、本件について説明を行い、検討を開始したところである。

## (3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

○研究施設であることだけをもって、安全性が高いとは一概には言えず、研究施設の設置や変更、取り扱い物質の変更等の際の安全性の確保ためには、研究施設の設置や変更、取り扱い物質の変更等に伴うリスクや、研究施設における事故発生時の主要な高圧ガス製造設備への影響について、適切にリスクアセスメントが実施されていることが重要であり、これらに留意して検討を行う必要がある。

○なお、英国においては、2007年に法人が起こした注意義務の重大な違反により死亡事故が発生した場合には、上限のない罰金が課せられる「法人故殺法（Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007）」が制定されている。

以上

④ダンスに係る風営法規制の見直し  
 (1) 制度比較

○ダンスをさせる営業に係る比較

国名 比較の視点	日本		米国		英国	フランス
	サンフランシスコ市郡	ニューヨーク市	サンフランシスコ市	ニューヨーク市行政法)		
1. ダンスをさせる営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンス教室等)を規制する法令はあるか。また、当該法令は、当該営業について許可制(免許制)を採用しているか。	あり(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)) 許可制	あり(サンフランシスコ市警察法) 許可制	あり(サンフランシスコ市警察法) 許可制	あり(ニューヨーク市行政法) 許可制	あり(営業許可法) 許可制	あり(公衆衛生法典、観光法典、環境法典等) 免許制
2. 規制対象となる営業は法令上どのような定義されているか。	○キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業(以下「1号営業」という。風営法第2条第1項第1号)	○「ダンスホール」(ダンスが行われる場所)の運営等	○「ダンスホール」(ダンスが行われる場所)の運営等 ○「キャバレー」(飲食の提供と共にダンス等の娯楽を行うことが許される場所)の運営等	○酒類の小売(クラブ、ナイトクラブ等) ○規制娯楽の上演、催行(音楽、ダンス等)	○ダンスフロアを使用することを主たる活動とする飲料提供店	

	<p>○ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（以下「3号営業」という。風営法第2条第1項第3号）</p> <p>○ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（指定団体の講習を受けたダンスを教授する者が客にダンスを教授する営業を除く。）（以下「4号営業」という。風営法第2条第1項第4号）</p>	<p>○ダンスが行われている場所（有料でダンスの教授がなされるダンス教室等を除く。）における人の集まりであり、「General」（18歳以上の者の参加が認められているダンス）と「Special」（16歳以上20歳以下の者の参加が認められているダンス）の2つに分類される。</p>	<p>○一般人が入場を許されるあらゆる種類のダンス</p>	<p>法令上の定義はない。</p>	<p>法令上の定義はない。</p>
<p>3.（規制対象となる営業が「ダンス」を要件としている場合）</p> <p>「ダンス」はどのような定義されているか。</p> <p>特段定義されていない場合は、実際にはどのような営業が規制の対象となっ</p>	<p>○法令上の定義はないが、規制の目的に照らして、3号営業は全てのダンスが対象となるのに対し、4号営業は原則としてペアダンスのみが対象となると解している。</p>				



<p>ているか。(一般的にダンス(踊り)と認識される身体運動がおしなべて規制対象となっているのか。)</p>		<p>○許可の審査にあたって、エンターテインメント・コミッションは、ダンスのタイプを考慮することができるかとされている。</p>			
<p>4. 規制対象となっている営業の営業可能時間などのように定められているか。また、営業時間の延長や制限が可能な場合どのように定められているか。</p>	<p><b>【原則】</b> 日出時～午前0時</p> <p><b>【例外】</b> 〔営業時間延長〕</p> <p>① 条例で指定した地域は午前1時まで</p> <p>② 特別な事情のある日として条例で定める日は条例で定める時間まで</p> <p>〔営業時間規制〕 住宅地等において、日出時～午前10時、午後11時～午前0時のうち条例で定める時間帯。</p>	<p><b>【原則】</b> ○Special タイプのダンスについては、午前6時から午前0時まで</p> <p>○General タイプのダンスについては、午前6時から翌日の午前2時まで</p> <p><b>【例外】</b> ○エンターテインメント・コミッションが許可した場合には、上記以外の時間帯においても営業が可能。</p> <p>○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1時から午前8時までの間の営業を禁止することができる。</p>	<p><b>【原則】</b> ○午前4時から午前8時までの間の営業は禁止されている。</p> <p><b>【例外】</b> ○特別な場合にはコミッションの裁量により上記の時間帯においても営業が可能。</p> <p>○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1時から午前8時までの間の営業を禁止することができる。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定。</p> <p>○ロンドン・ウエストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案することとしている。</p>	<p>○各県における営業時間は知事の発する条例により決まっている。</p> <p>○閉店時間は最長で朝の7時までとなっている。</p>
<p>5. 青少年の場合への立入は規制されているか。また、立入の可否について、時間帯</p>	<p>○18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることが禁止されている。</p>	<p><b>【General】</b> ○18歳未満の者のGeneral タイプのダンスが行われている場所への立入りは原則として禁止されており</p>	<p>○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1時から午前8時までの間の営業を禁止することができる。</p>	<p>○営業所内での消費を目的として酒類を提供する夜の営業時間帯に19歳以上の者の付添いのない16歳未満の者を立ち入らせ</p>	<p>○保護者等の付添いのない16歳以下の者を受け入れること</p> <p>○18歳以下の者に酒類を提供すること</p>

<p>による区別はあるか。</p>		<p>り、保護者等の付添いがある場合に限って立入りが認められる。</p> <p><b>【Special】</b></p> <p>○エンターテイメント・コミッションにより午前0時以降の営業が許可されている場合でも、午前0時以降における16歳又は17歳の者のSpecialタイプのダンスが行われている場所への立入りは原則として禁止されており、保護者等の付添いがある場合に限って立入りが認められる。</p> <p>○16歳未満の者のSpecialタイプのダンスが行われている場所への立入りは原則として禁止されており、保護者等の付添いがあり、保護者等の付添いがある場合に限って立入りが認められる。</p>		<p>ること</p> <p>○18歳未満の者に酒類を販売すること 等が禁止されている。</p>	<p>等が禁止されている。</p>
-------------------	--	--	--	---	-------------------

<p>6. 営業する店舗について以下の規制はあるか。</p>	<p>外部からの見通しに係る規制</p>	<p>客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができないものでなければならぬ。</p>	<p>○許可の審査に当たって、エンターテイメント・コミッションは、フロアの広さと照明が物理的に適正かどうか等を考慮することができる。</p>	<p>○ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合にはコミッションは営業を許可しないことができる。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。</p>	
<p>店舗の床面積に係る規制</p>	<p>○客室一室あたりの床面積が 66 m<sup>2</sup>以上でなければならぬ。 ○1号及び3号営業については、客室の五分の一以上がダンスをさせるためのスペースでなければならぬ。</p>					
<p>7. 店舗の立地場所についてどのような規制があるか。</p>	<p>○住宅街のほか、学校・図書館等の周辺に営業所があるときは、営業が許可されないこととなる。 (政令の基準に従い都道府県条例で営業制限地域を指定。)</p>	<p>○許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションは、営業所の周囲の環境への適合性、近辺における許可数等を考慮することができる。</p>	<p>○ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合にはコミッションは営業を許可しないことができる。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。</p>	<p>○市町村長が宗教施設、墓地、病院、学校等からの一定距離内の飲料提供店の設置を制限できる。</p>	

<p>8. 店舗周辺における顧客等による騒音や混雑等の問題に対する対策を行うことが営業者に義務づけられているか。</p> <p>特段の義務づけがない場合には、上記問題への対策や周辺の生活環境の保持はどのように担保されているか。(立地要件、営業時間規制以外)</p>	<p><b>【遵守事項】</b></p> <p>○営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県条例で定める数値以上の騒音又は振動が生じないように、その営業を営まなければならない。</p> <p>○営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で営業しているの広告又は宣伝をしてはならない。</p> <p><b>【禁止行為】</b></p> <p>○営業に関し客引きをすること</p> <p>○営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。</p>	<p>○許可を受けたダンスの監視をするため、1人以上の警備員等を置かなければならない。</p>	<p>○営業所の出入口に監視用のデジタルビデオカメラを設置すること</p> <p>○警備員を配置すること</p> <p>○苦情受付担当者を設置すること</p> <p>○周辺における入退場客の混雑による騒音や不法行為を防止するための措置を講じること</p> <p>等が義務付けられている。</p> <p>○また、許可審査にあたっては、地域の関係者から構成される委員会の意見を事前に聞くこととされている。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。</p> <p>○ロンドン・ウエストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案することとしている。</p>	<p>○公衆来集施設であって日常的に大音量の音楽を流すものに関しては、音量の制限を定めているほか、営業者に対して騒音被害に係る調査書の作成を義務づけている。</p> <p>○閉店前の1時間半の間はアルコール飲料の販売ができない。</p>
--	--	---	--	--	--

※ ドイツ…連邦営業法の規定により、およそ営業を営む者は、原則として、所管行政庁に対し、届出をしなければならぬ。

※ 平成22年6月及び平成24年10月に実施した調査結果をとりまとめたものである。

## (2) 日本の現行規制を維持する必要性

客にダンスをさせる営業は、適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、実際に、風営法に違反して営まれている3号営業の状況をみると、営業所の周辺における騒音や酔客のい集、年少者の立入り、営業所の内外における暴行・傷害事案、女性に対する性的事案等の問題が発生するとともに、取締りの継続・強化を要望する陳情書や風営法の規制撤廃に反対する意見書が周辺住民等から警察に寄せられるなどしている。

また、4号営業については、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているが、4号営業を風営法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば、出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念される。

このような状況を踏まえると、現段階においては、客にダンスをさせる営業に対する規制を撤廃することは適当でないと考えられるが、一般論として言えば、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきたとおり、今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断していきたいと考えている。

## (3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべき点

規制の廃止・見直しにより、善良の風俗や清浄な風俗環境を害したり、少年の健全な育成に障害を及ぼしたりすることがないように留意する必要がある。

なお、この種の問題は地域性の強い問題であり、国によっては酒類を販売する形態の営業に対して我が国よりも厳しい規制を設け、客にダンスをさせる営業を規制の対象としている例もみられるところであり、諸外国の制度を単純に比較して我が国におけるダンスをさせる営業に対する規制の在り方を論じることは必ずしも適切ではないと考えられる。

以上



## ⑤クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し

### (1) 制度比較

国名 比較の視点	日本	韓国	台湾	シンガポール
1. 海外臨船審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客数 2,000 名を目安に、本邦入港予定の大型クルーズ船に対しては、入国審査官が海外から乗船して航行中にパスポートや外国人入国記録(EDカード)の記載状況等を確認している。</li> <li>指紋の取得・要注意人物リストとの照合は入港後に行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国入管指定の規格により乗客の顔写真を含む乗客情報を提出した場合は、海外臨船を行わない。</li> <li>顔写真の提供ができない場合は、入国審査官が海外から乗船し、航行中にパスポートの顔写真をMRPで読み取る作業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶側からの要請に基づき、入国審査官が海外から乗船して航海中にパスポートをチェックし、証印を押し印している。船内でパスポートコピーを作成し、乗客に配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客数 1,000 名以上の客船を対象に入国審査官が海外から乗船し、パスポートをチェックし、証印を押し印している。着岸後は、ターミナルでパスポートの読取り、証印の確認を実施する。</li> </ul>
2. 上陸後の手続きの簡略化	<ul style="list-style-type: none"> <li>着岸後に対面式入国審査を実施。可能な航路のクルーズ船では個人識別情報のうち顔写真撮影を省略している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国を最終目的地としない通過客には対面式審査は行わない。韓国で下船する乗客には、指紋の取得等の対面審査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客の下船時は、入国審査官が船内で配布したパスポートコピーによって乗客の本人確認を実施している。</li> <li>個人識別情報の取得はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特段の簡略化は実施していない。</li> <li>個人識別情報の取得はない。</li> </ul>
3. クルーズカードによる上陸	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行业社が発行するクルーズカードによる上陸は認めていないが、仮上陸許可書による上陸を認めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>韓国を最終目的地としない通過客は、クルーズカードでの上陸が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クルーズカードによる上陸は認めていないが、船内で配布したパスポートコピーでの上陸を認めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パスポートの所持が必要であり、クルーズカードのみの上陸は認められていない。</li> </ul>
4. その他の施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>クルーズ船対応のための入国審査官の増員</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポール在住者は、ターミナル内の自動化ゲートを利用可能。</li> </ul>
5. 入国審査に要する時間 (2000 人規模の例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄港地上陸許可を活用した場合に、入国審査に要する時間を含めて全ての乗客が下船するのに約95～100分(このうち入国審査に要する時間は90分)。</li> <li>上記以外の場合約190分(このうち入国審査に要する時間は180分)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入国審査は行わないところ、全ての乗客が下船するに約90分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外臨船を行った場合に、着岸後の本人確認に要する時間を含めて全ての乗客が下船するに約90分。</li> <li>上記以外の場合約180分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ターミナルの審査で約105分から135分。</li> </ul>

(注) 上記の韓国、台湾及びシンガポールにおける状況は、コスタ・クルーズ及びプリンセス・クルーズ等海外大手クルーズ船社の我が国総代理店であるウシルヘルムセン・シップス・サービス・ジャパン・プライベート・リミテッドの協力により、各国・地域の現地代理店等から聞き取り調査を行った結果をまとめたもの。

## (2) 日本の現行規制を維持する必要性

- 個人識別情報の提供義務について  
クルーズ船の外国人乗客から個人識別情報を取得しないとした場合、テロリスト等がクルーズ乗客を装い本邦への入国を企図する可能性が否定できず、かつ、テロリスト等の入国を阻止するための代替え措置も見当たらないことから、現状を維持する必要がある。
- クルーズカードによる上陸について  
外国人の乗客の上陸後の本人確認は、運行会社が発行するクルーズカードではなく、公的な機関が発行する旅券又は許可書によることが適当と考えられることから、クルーズカードのみによる上陸を認めることはできない。

### (参考)

平成24年6月から実施している寄港地上陸許可制度を活用したクルーズ乗客に対する審査の合理化策については、各船社、代理店から概ね好評であるが、「本邦を經由して本邦外の地域に赴こうとする」航路であることが要件となっている。法務省においては、より多くのクルーズ乗客の入国審査に迅速に対応すべく、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可（船舶観光上陸許可制度）等を創設するため、今国会に入管法改正案を提出している。

## (3) 規制の廃止・見直しを検討するにあたり留意すべきと考える点

- クルーズの振興は、観光立国の推進の観点からも重要であるところ、規制の廃止・見直しに当たっては、テロ対策、水際対策のための厳格な出入国管理の維持にも留意の上、両者の高度な次元での両立が必要と考えている。
- 海外臨船審査の見直しは、我が国の領域の外における公権力の行使について、船籍国の了解を得る必要がある。



## 2. 參考資料



第1回産業競争力会議の議論を踏まえた  
当面の政策対応について(抄)

平成25年1月25日  
第3回日本経済再生本部  
本部長 内閣総理大臣 安倍晋三

第1回産業競争力会議での議論を踏まえ、関係大臣におかれては、喫緊の重要政策課題に関する当面の対応として、以下の事項について対応されたい。

(規制改革の推進)

内閣府特命担当大臣(規制改革)は、雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連を規制改革の重点分野とする。特に健康・医療については、健康を維持して長生きしたいとの国民のニーズに応えるとともに、世界に我が国の医療関連産業が展開して国富の拡大につながるように、大胆な改革を推進すること。

戦略分野を育成するとともに、投資先としての日本の魅力を最高水準に引き上げる観点から、国際比較をした上での規制改革などを  
含め、国際先端テストの導入に向けて取り組むこと。

第4回・第5回産業競争力会議の議論を踏まえた  
当面の政策対応について（抄）

平成25年4月2日  
第6回 日本経済再生本部  
本部長 内閣総理大臣 安倍晋三

第4回・第5回産業競争力会議での議論を踏まえ、関係大臣におかれては、当面の政策課題として、以下の事項について対応されたい。

（国際先端テスト）

- 内閣府特命担当大臣（規制改革）と関係閣僚は、国際先端テストを着実に推進すること。関係閣僚は、国際先端テストに係る内閣府特命担当大臣（規制改革）からの要請を踏まえて、海外の規制・制度に関する必要かつ十分な調査を迅速に行うとともに、内閣府特命担当大臣（規制改革）と協力して、我が国の規制環境を世界最先端にするとの観点から、早急に規制・制度改革の具体策を検討すること。



